

お知らせ

令和5年度認定子ども園入園認定申請を受け付けます

令和5年度の認定子ども園入園認定申請を受け付けます。入園を希望する方は、次の受付場所より申請用紙一式を受け取り、期日までに提出してください。

受付期間
11月7日(月)～
12月16日(金)

※受付期間を過ぎた場合は、1次入園協議対象となりませんので、期限厳守で提出してください。

申請書配布・受付場所

- ①認定子ども園 杜月曜から土曜日 午前7時30分～午後6時 (土曜日は昼12時30分まで)
 - ②役場福祉係6番窓口 月曜から金曜日 午前8時30分～午後5時15分 (正午～午後1時除く)
- 問い合わせ先**
役場福祉係6番窓口
☎77-8381

農業所得青色決算および消費税説明会の開催について

令和4年分の農業所得青色決算および消費税説明会を次の日程で開催します。申告を予定されている方はぜひご参加ください。

日時
11月29日(火)
午後1時30分

※開始30分前から受け付け会場
役場 2階大会議室

問い合わせ先
税務収納係10番窓口
☎77-8376

未登記家屋の所有権移転・取壊しの届出について

未登記家屋(法務局に登録をしていない家屋)の所有者の名義変更、取り壊しについては届出をお願いします。名義の変更については新旧の所有者の印鑑、取り壊しについては所有者の印鑑が必要です。お、届出の用紙については、税務収納係の窓口にありますのでお申し出ください。また、登記された家屋で、

法務局において所有権移転登記、滅失登記をされた場合には、届出の必要はありません。**問い合わせ先**
税務収納係10番窓口
☎77-8376

偽サイトにご注意ください

津別町役場の住所を所在地とするインターネットショッピングサイトが確認されています。町とは一切関係ありませんので、ご注意ください。特に初めて利用するショッピングサイトでは、会社概要を確認し、住所や電話番号を調べて実在する会社か確かめることが大切です。怪しいと思うサイトは、利用しないようにしましょう。ネットショッピングに限らず、日常の消費生活に関して不安に感じることがあります。たら、気軽ににご相談ください。

問い合わせ先
美幌町消費生活センター
☎72-0366
商工観光係
☎77-8388

相談

女性の権利ホットライン強化週間のお知らせ

法務局では、女性の権利についての専用相談電話「女性の権利ホットライン」を設置しています。女性に対する夫からの暴力(DV)やセクシュアル・ハラスメントなど女性の権利に関する悩みをご相談ください。

また、11月18日(金)から同月24日(木)までは、「全国一斉『女性の権利ホットライン』強化週間」です。期間中は、平日の受付時間を延長して、土曜日・日曜日・祝日も対応します。

女性の権利ホットライン

☎0570-070-810 (全国共通)
強化週間中の受付時間
【平日】
午前8時30分～午後7時
【土曜日・日曜日・祝日】
午前10時～午後5時
実施機関
釧路地方法務局および
釧路人権擁護委員連合会

障害年金無料相談会を開催

障害年金に関する無料相談会を開催します。制度や申請方法についてなど、悩み事があるという方は、ぜひご利用ください。

開催日時
11月9日(水)
午前10時～午後3時

開催場所
北見芸術文化ホール
(北見市泉町1丁目3-22)

その他
①完全予約制です。利用される方は、あらかじめ電話でお申し込みください。
②外出が難しい方は、電話による無料相談も受け付けています。

申し込み・問い合わせ先
道東・オホーツク障害年金サポートセンター
☎0157-51-6423
※受付時間
【平日】午前9時～午後5時



訪問離乳食相談を受け付けています

ご自宅でお子さんが離乳食を食べている様子を見守りながら、食べている量や形態、姿勢などを管理栄養士と一緒に確認します。

対象者
生後6か月～1歳半のお子さんと保護者

料金
無料

日時
ご希望の日、時間に訪問します。

目安時間
30分～1時間程度

訪問する職員
健康推進係管理栄養士
(大場 瑞生)

申込方法
役場健康推進係にお電話ください。



後期高齢者医療制度のお知らせ 限度額適用・標準負担額減額認定証はお持ちですか

減額認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証)について(色は水色です)

後期高齢者医療制度では、これから入院を予定している方、通院でも医療費が高額になりそうな方に減額認定証を発行しています。対象となる方で減額認定証をお持ちでない方は、役場後期高齢者医療担当窓口でお手続きください。自分が該当になるかわからない方は、事前にお電話ください。

該当になる方は『現役Ⅰ』『現役Ⅱ』『区分Ⅰ』『区分Ⅱ』の方です。

手続きに必要なもの
被保険者証、マイナンバーカード

【月ごとの負担の上限額】

区分	自己負担限度額	
	外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
現役並み所得者		
課税所得690万円以上	現役Ⅲ	252,600円+(医療費-842,000円)×1% 【※多数該当 140,100円】
課税所得380万円以上	現役Ⅱ	167,400円+(医療費-558,000円)×1% 【※多数該当 93,000円】
課税所得145万円以上	現役Ⅰ	80,100円+(医療費-267,000円)×1% 【※多数該当 44,400円】
一般、一定以上所得者		18,000円 57,600円 【※多数該当 44,400円】
住民税非課税世帯	区分Ⅱ	8,000円
	区分Ⅰ	15,000円

※多数該当(過去12か月に3回以上高額療養費の支給を受けた場合)

問い合わせ先 国保係9番窓口 後期高齢者医療担当 ☎77-8379

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が発行されます 年末調整・確定申告まで大切に保管を!

国民年金保険料の社会保険料控除の対象期間は、その年の1月1日から12月31日まで納付した保険料が対象となります。日本年金機構から「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が送られてきます。

国民年金保険料は、納付した全額が所得税・町道民税の社会保険料控除の対象となります。確定申告や年末調整の際には、「控除証明書」や領収書の添付が必要となりますので、大切に保管してください。

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」に記載されている月分以外(過去の年度分の保険料や追納された保険料等)を12月31日までに納めた場合は、その分も控除の対象となります。控除証明書と一緒に納付した保険料の領収書を添付してください。なお、世帯主または生計を同じくしている配偶者その他の親族の国民年金保険料を納めた場合は、納付した人がその保険料の控除を受けられます。

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」発送時期

発送時期	対象者
① 10月下旬から11月上旬にかけて順次発送	令和4年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方
② 令和5年2月上旬	令和4年10月1日から12月31日までの間に国民年金保険料を納付された方(①の対象者は除きます)

問い合わせ先 『ねんきん加入者ダイヤル』 ☎0570-003-004 (ナビダイヤル)
《受付時間》 月～金曜日 午前8時30分～午後7時、第2土曜日 午前9時30分～午後4時
※祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。